



平成21年5月15日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号
平和不動産株式会社
代表取締役社長 金原策太郎
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 執行役員総務部長 佐々木 一郎
TEL 03-3666-0181

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成19年6月27日開催の第87回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の導入についてご承認をいただきました。

その後、経済産業省の「企業価値研究会」から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保の観点から、さらなる検討を行ってまいりましたが、本日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第89回定時株主総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件に、これを継続導入することを決定いたしましたのでお知らせします。

なお、継続導入に当たり、株券の電子化等関係法令の改正等に伴う所要の改定を行っておりますが、基本的内容は、平成19年6月に導入されたものと同一であります。

また、現時点において、当社が大量買付行為についての提案を受けている事実はありません。

記

「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

I. 基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には、当社の株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。

また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、①当社の株主の皆様が買付行為の是非を適切

に判断するための時間・情報を提供しないもの、②買付行為を行う者と交渉する機会を与えないもの、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取組み

当社は、我が国金融マーケットの中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所、そのビルのオーナー企業として、昭和22年に創立されました。

以来、当社は、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足していただける生活空間を提供する。」という経営理念の下、ビル事業に加え、住宅事業や資産開発事業の3部門を基幹事業とし、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、確かな信頼と評価を得て事業展開を行ってまいりました。

ビル事業においては、証券取引所に対する施設賃貸事業が事業の中核であることに変わりはありません。言うまでもなく、証券取引所は我が国金融マーケットの根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、その施設を提供する当社には、その社会的公器としての機能の維持・向上を施設面から支えるという重要な役割・使命が課せられており、これまで、東京、大阪、名古屋の各証券取引所ビルの建替えも進めてまいりました。

加えて、業容の拡大、収益力の強化とともに地域の活性化を図るべく、オフィスビル、商業施設、ホテル等の開発などを行っております。

さらに、住宅開発事業においては、他社とのコラボレーションによる大規模マンション分譲のほか、自社単独の住宅開発事業への進出に取り組むとともに、資産開発事業では、証券化手法を活用した開発事業等を展開するとともに、アセットマネジメントなどのフィードビジネスの一層の拡大に向け、戦略的な事業展開を図っております。

当社としては、このような不動産の賃貸・販売・資産開発証券化等の取組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上につながり、当社の株主を始めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

2. 本プランの目的

本プランは、上記 I. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、①当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、②当社株主の皆様のために下記4に定義する大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付を抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針

に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で当社株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策に関する指針」といいます。）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（以下「買収防衛策の在り方」といいます。）の内容に配慮しております。

3. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする者（「4. 買付プロセス」において定義します。以下「大量買付者」といいます。）に対し、次の「4. 買付プロセス」に記載する手続（以下「買付プロセス」といいます。）に従うことを求めています。

当社は、①大量買付者が買付プロセスを遵守しないと当社取締役会が判断した場合、または②大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

上記の本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

4. 買付プロセス

(1) 定義

以下の①または②に該当する買付けを「大量買付け」といい、この大量買付けを提案する者または行う者を「大量買付者」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等(※1)について、保有者(※2)とその共同保有者(※3)の株券等保有割合(※4)の合計が 20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(※5)について、買付け後における公開買付(※6)者とその特別関係者(※7)の株券等所有割合(※8)の合計が 20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。

※2 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

※3 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

※4 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。

- ※5 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。
 - ※6 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付けをいいます。
 - ※7 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)
 - ※8 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。
- 以下、本プランにおいて別段の定めがない限り同様とします。

(2) 大量買付者による情報提供

大量買付者には、大量買付けに着手する前に、当社取締役会宛に、買付プロセスに従う旨を記載した書面（以下「買付プロセス承諾書」といいます。）および当社株主の皆様への判断や当社取締役会の意見形成等のために提供していただくべき情報を記載した書面（以下「買付情報書」といいます。）を日本語にて作成のうえ提出していただきます。提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付けの内容により異なりますが、項目の具体例としては下記の①~⑧に掲げる事項が挙げられます。

なお、「買付プロセス承諾書」または「買付情報書」が提出された場合は、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、ただちに株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会または独立委員会は、両書面を受領後 10 営業日以内に大量買付者に対して⑧に掲げる情報を求めることがあります。また、その後、当社取締役会または独立委員会は、必要に応じ大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

- ① 大量買付者とそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社・共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（名称、住所、日本国内連絡先、資本関係、財務内容、事業内容、構成員、過去の企業買収の経緯およびその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、現に保有する株式数など）
- ② 大量買付けの目的・方法・内容（大量買付けの対価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、大量買付方法の適法性、大量買付けの実行可能性など）
- ③ 大量買付行為に関して大量買付者以外の第三者との間に意思連絡がある場合には、その相手方および内容
- ④ 大量買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付けにより得られる予想シナジーの額・算定根拠など）
- ⑤ 大量買付資金の裏づけ（実質提供者を含む資金提供者の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容など）
- ⑥ 大量買付後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策（株式の売却や交換、上場廃止、事業の売却や撤退、事業方針の変更、資産の売却、負債額の変更、経営陣の変更など）
- ⑦ 大量買付後の当社および当社グループの利害関係者（従業員、取引先、顧客など）

に関する方針

- ⑧ その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

5. 当社取締役会の判断

(1) 独立委員会

① 独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）から構成する独立委員会を設置します。

独立委員会委員は3名以上とします。

② 独立委員会の権限等

独立委員会は、当社取締役会が大量買付けへの対抗措置を行うか否かを決定するに当たり、当該大量買付者が買付プロセスを遵守しているか、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであるか等を検討の上決議し、その結果を当社取締役会に対する勧告として、その理由・根拠とともに当社取締役会に提示します。

なお、独立委員会が上記検討を行う期間は、独立委員会が大量買付者による情報提供が完全に行われたと判断した日の翌日から起算した60営業日間とし、情報提供が完全に行われたと判断した旨およびその日を開示いたします。ただし、合理的な理由がある場合には、独立委員会はその検討期間を必要な範囲内で最長で30営業日間延長することができるものとします。延長する場合は、その理由および期間を開示いたします。独立委員会が上記検討を行う期間は、大量買付者には大量買付けを控えていただきます。

独立委員会の詳細については、別紙3「独立委員会規則」および別紙4「独立委員会の委員略歴」をご参照ください。

(2) 大量買付者が買付プロセスを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(3) 大量買付者が買付プロセスを遵守する場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合であっても、当該大量買付者が行う大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものと判断するときは、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、以下に掲げる場合に該当すると判断したとき、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- ① いわゆるグリーンメイラーである場合（大量買付けが株価をつり上げ、これを当

社または当社の関係者等に引き取らせることを目的とする場合)

- ② いわゆる焦土化である場合（大量買付けが当社または当社グループの経営を一時的に支配し、経営上のノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等の重要な資産等を廉価に取得する等、当社または当社グループの犠牲の下に大量買付者またはそのグループの利益を実現する経営を行うことを目的とする場合）
- ③ 大量買付けが当社または当社グループの資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- ④ 大量買付けが当社または当社グループの不動産や有価証券などの資産等を処分し、その利益によって一時的な高配当を得、またはこれによる株価上昇後の株式売り抜けを目的とする場合
- ⑤ いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など、大量買付けが株主の皆様に株式売却を事実上強要するおそれがある場合
- ⑥ 当社に、大量買付者による大量買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる場合
- ⑦ 大量買付者の大量買付けの条件等（対価の価額・種類、対価の価額の算定根拠等）ならびに買付けの内容、時期および方法等が当社の企業価値に鑑み、著しく不十分または不適當な場合
- ⑧ 大量買付者の支配権取得により、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員その他当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく損なわれることが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがある場合、または大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後する場合
- ⑨ 大量買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大量買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合

(4) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動あるいは発動の変更または中止を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、独立委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

大量買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動または不発動に関する決議を行うまでの間、大量買付けを実行してはならないものとします。また、本プラン発動に際しては、当社より大量買付者に対して金員等経済的対価の交付は行いません。

(5) 本プラン発動の変更・中止

大量買付者が大量買付けを撤回した場合、本プランを発動すべきと判断した前提事実に変更が生じた場合等、本プランの発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、本プランの発動の変更または中止を行うことがあります。

発動を中止する場合、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間であれば、新株予約権の無償割当を中止することとし、新株予約権の無償割当の効力発生後においては、行使期間開始日前日までであれば、当該新株予約権を無償取得することとします。

6. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

本プランにおける対抗措置としての新株予約権の無償割当の詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照ください。

7. 本プランの有効期間、廃止および改定

本プランの有効期間は、平成21年6月25日開催の当社定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただいた時から、平成22年度決算に関する当社定時株主総会（平成23年6月開催予定）終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランを廃止いたします。当社は、本プランが廃止された場合には、ただちにその旨を株主の皆様の開示いたします。

なお、本プランの有効期間内において、法令や金融商品取引所の規則などの新設または改廃に伴い、これを本プランに反映させることが適切である場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または、当社取締役会において改定することができるものとします。

Ⅲ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する取組みについて

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 本プランの合理性

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否か

を当社の株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社の株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 「買収防衛策に関する指針」および「買収防衛策の在り方」に沿っていること

本プランは、「買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、「買収防衛策の在り方」の内容に配慮しております。

- ② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、上記Ⅱ. 7. 「本プランの有効期間、廃止および改定」に記載したとおり、本プランは有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランは廃止されることとなります。

その意味で、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

- ③ 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅱ. 5. (3) 「大量買付者が買付プロセスを遵守する場合」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであります。

- ④ 独立委員会の設置

当社は、大量買付者との協議、交渉、検討期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を別途設置しております。

独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者で構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動、あるいは発動の変更または中止を最終的に決定します。

⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

IV. 株主および投資家の皆様への影響

1. 本プラン継続時に与える影響

本プランの継続時点では新株予約権の割当ては行われませんので、当社の株主の皆様および投資家の皆様の権利または利益には具体的な影響が生じることはありません。

2. 本プランに定める対抗措置の発動時(新株予約権の割当て時および行使時)に与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、割当に係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された当社の株主の皆様へ新株予約権を無償で割り当てるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当て時には、当社取締役会が新株予約権の割当決議において別途設定する割当期日における当社株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。この場合において、「新株予約権の要項」I.(f)において新株予約権を行使できないとされた者は、他の当社株主の皆様の新株予約権行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。また、仮に、当社株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を行わない場合には、他の株主の皆様の新株予約権の行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、当社株主の皆様において新株予約権行使の手続は必要ではなく、また、その保有する株式の希釈化は生じません。この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる当社株主の皆様には、ご自身が「新株予約権の要項」I.(f)において新株予約権を行使できないとされた者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を当社取締役会が決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、当社が、新株予約権

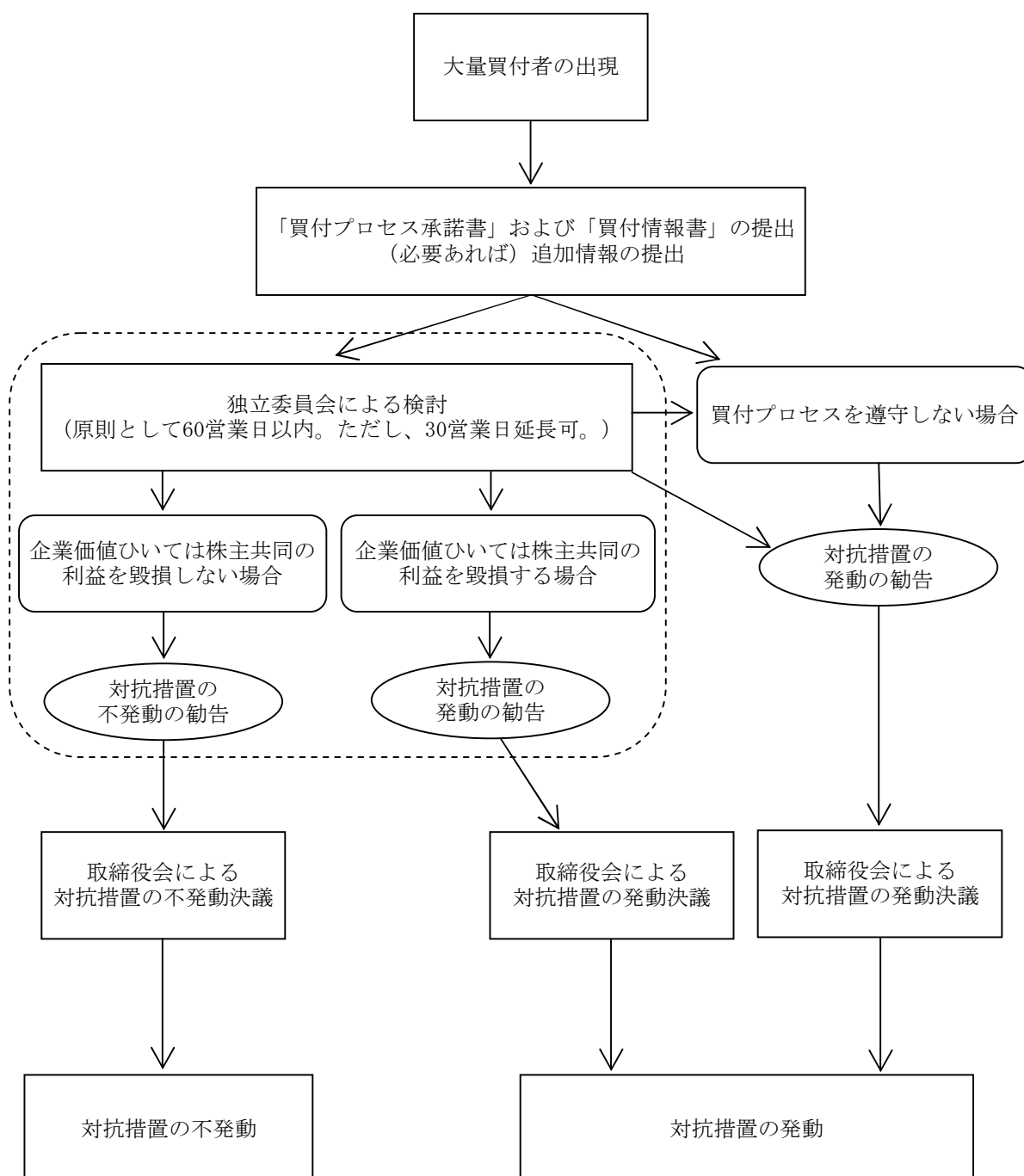
の割当てを中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った当社株主および投資家の皆様には、株価の変動により相応の損害が発生する場合があります。

以 上

- 別紙 1 本プランの内容（大量買付けが開始された場合のフローチャート）
- 別紙 2 新株予約権の要項
- 別紙 3 独立委員会規則
- 別紙 4 独立委員会の委員略歴
- 別紙 5 当社株式の状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

別紙 1

本プランの内容（大量買付けが開始された場合のフローチャート）



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成したものです。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

新株予約権の要項

I. 本新株予約権の内容

(a) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める割当てに係る基準日における最終の発行済株式総数(ただし、当社の所有する当社普通株式の数を除く。)と同数とする。

(b) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(c) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とする。

(d) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

当社取締役会が別途定めるものとする。

(e) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(f) 本新株予約権の行使条件

1) 以下のいずれかに該当する者は、本新株予約権を行使できない。

① 大量買付者(注1)

② 大量買付者の共同保有者(注2)

③ 大量買付者の特別関係者(注3)

④ ①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者

⑤ ①ないし④に該当する者の関連者(実質的に、大量買付者が支配し、大量買付者に支配されもしくは大量買付者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または大量買付者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。)

注1:「大量買付者」とは、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)について、保有者(同法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれるものを含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。))とその共同保有者(注2に定義される。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)の合計が20%以上となった者またはそのようになったと当社取締役会が認める者、または(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1

項に定義される。)について、買付け後における公開買付(同法第27条の2第6項に定義される。)者とその特別関係者(注3に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計が20%以上となる公開買付けの開始公告を行った者をいう。

注2:「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)

注3:「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)

- 2) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、①所定の手続の履行もしくは②所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または③その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
 - 3) 上記2)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、①自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ②その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記①および②を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
 - 4) 上記1)ないし3)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (g) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の効力発生日から2か月以内の当社取締役会が別途定める期間とする。

(h) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することにより、上記(f)1)記載の①ないし⑤のいずれにも該当しない者の有する本新株予約権を取得することができる。

(i) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の本新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が別途定めるものとする。

(j) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(k) 本新株予約権の消却事由等

本新株予約権の消却事由および消却条件は、これを定めない。

II. 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てに係る基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てる。

III. 本新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会が別途定めるものとする。

IV. 法令の改正等による修正

法令や金融商品取引所の規則などの新設または改廃に伴い、これを本プランに反映させることが適切である場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または、当社取締役会において改定することができるものとする。

以 上

独立委員会規則

第1条（目的）

- 1 独立委員会は、当社株式の大量買付けが行われようとしている場合、または行われた場合において、当該大量買付者が買付プロセスを遵守しているか否か、および当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものか否かを公正・中立な第三者の視点から判断し、当社取締役会が当該大量買付けへの対抗措置として新株予約権の無償割当等を行うことが相当かどうかを当社取締役会に勧告することにより、当社取締役会による恣意的な判断または過剰な対抗措置を防止することを目的として設置されるものとする。
- 2 本規則において用いられる用語は、別途明示に定められる場合を除き、本プラン（当社取締役会にて決議され、株主総会による承認を得た「当社株式の大量買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」をいう。以下同じ。）で定義された意味と同一の意味を有するものとする。

第2条（設置）

独立委員会は、当社取締役会がこれを設置する。

第3条（組織）

- 1 独立委員会は、独立委員会委員の全員をもって構成する。
- 2 独立委員会委員は、3名以上とする。
- 3 独立委員会委員は、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、以下の条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
 - (1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）または監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがないこと
 - (2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でないこと
 - (3) 当社等との間に特別利害関係がないこと
- 4 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

第4条（任期）

独立委員会委員の任期は、就任した日から2回目に到来する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就任後最初に到来する本プランの有効期限が経過したとき
- (2) 当社社外取締役または当社社外監査役である独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなったとき

第5条（職務）

- 1 独立委員会は、大量買付者から当社取締役会に提出された買付情報書に記載された情報に基づいて、以下の各号に掲げる事項を検討の上決議し、大量買付者から情報提供が完全に行われた日の翌日から起算して60営業日以内（ただし、合理的な理由がある場合には、必要な範囲内で最長で30営業日間延長できるものとする。）に当社取締役会に対して勧告を行う。
 - (1) 大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものか否か
 - (2) 新株予約権の無償割当の適否
 - (3) その他、本プランに関し当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 2 独立委員会は、前項の勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断しなければならない。
- 3 独立委員会は、本条第1項各号に掲げる事項に加え、以下の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 大量買付者から得た情報、独立委員会の決定および当社取締役会の決定等、本プランに関する情報につき株主に対して開示すべき時期および開示すべき内容の決定
 - (2) 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - (3) 大量買付者が買収プロセスを遵守しているか否かについての判断
 - (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- 4 独立委員会は、買付情報書の記載内容が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じてまたは独自に、大量買付者に対し、情報を追加的に提出するよう求めるものとする。
- 5 独立委員会は、大量買付者から買付情報書および当社取締役会または独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対して、所定の合理的な期間内に、大量買付者の大量買付けの内容に対する意見およびその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができる。
- 6 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家）の助言を得ることができる。

第6条（招集）

- 1 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付けがなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 2 独立委員会の招集通知は、各独立委員会委員に対し開催日の3日前までに発信

しなければならない。ただし、緊急のときはこれを短縮できるものとする。

- 3 独立委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに独立委員会を開催することができる。

第7条（議長）

- 1 独立委員会の議長は、独立委員会で予め定めた者がこれに当たる。
- 2 前項に規定する者に事故あるときは、予め独立委員会で定めた順序により、他の独立委員会委員が代行する。

第8条（決議の方法）

- 1 独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- 2 独立委員会委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会委員は、決議に参加することができない。
- 4 独立委員会は、決議の結果を、理由を付して速やかに当社取締役会に勧告しなければならない。
- 5 当社取締役会は、前項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

第9条（議事録）

独立委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作成し、出席した独立委員会委員が記名押印する。

第10条（株主等への情報の開示）

独立委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を開示する際に、その概要を開示するものとする。

第11条（改廃）

本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

付 則

本規則は、平成19年6月27日より施行する。

本規則は、平成21年6月25日に改正する。

独立委員会の委員略歴

< 社外取締役 >

梅原馨（うめはら かおる）

（略歴）

昭和32年4月	共和証券株式会社 入社
昭和35年11月	共和証券株式会社 取締役
昭和56年11月	共和証券株式会社 取締役社長（現職）
平成10年6月	当社社外取締役（現職）
平成11年7月	東証正会員協会 会長
平成16年6月	株式会社ジャスダック 監査役
平成16年7月	日本証券業協会 理事

< 社外監査役 >

金田尚武（かねだ よしたけ）

（略歴）

昭和44年4月	大阪証券取引所 入所
平成13年2月	大阪証券取引所 調査部長
平成14年6月	大阪証券取引所 監査役
平成16年6月	大阪証券取引所 取締役
平成17年6月	当社社外監査役（現職）
平成17年8月	財団法人日本証券経済研究所 理事（現職）

< 社外監査役 >

角谷正彦（かどたに まさひこ）

（略歴）

昭和33年4月	大蔵省入省
昭和58年6月	東海財務局長
昭和63年6月	大蔵省証券局長
平成2年6月	国税庁長官
平成6年12月	中小企業金融公庫 総裁
平成12年1月	株式会社日本興業銀行 顧問
平成18年6月	当社社外監査役（現職）

当面、独立委員会委員は、上記3名とし、今後必要に応じ増員を行うことがあります。

以 上

当社株式の状況（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 550,000,000 株
2. 発行済株式総数 149,503,980 株
3. 株主数 26,797 名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資の状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,840 千株	6.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,932 千株	5.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	6,034 千株	4.04%
ジェーピーモルガン証券株式会社	2,990 千株	2.00%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,675 千株	1.79%
大成建設株式会社	2,663 千株	1.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,659 千株	1.78%
クラリデン ロイ リミテッド	2,304 千株	1.54%
株式会社りそな銀行	2,229 千株	1.49%
株式会社三井住友銀行	2,010 千株	1.34%

以 上